

令和8年度 第2回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業始期	事業終期
2	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	介護サービス事業所物価高騰対策支援給付金	①介護サービス事業所におけるエネルギー・食料品等の物価高騰等による影響を緩和するため、東京都の物価高騰対策事業の対象施設以外の施設に対し、施設の形態等に応じて給付金を支給する。 ②事業者に対する給付金等 ③入所系事業所（特養。地域密着型）：@600千円× 1 事業所＝600千円 入所系事業所（区立特養）：@900千円× 3 事業所＝2,700千円 入所系事業所（グループホーム・その他）：@200千円× 34 事業所＝6,800千円 通所系事業所：@100千円× 53 事業所＝5,300千円 訪問介護事業所：@50千円× 3 事業所＝150千円 振込手数料：11千円 一般財源0千円 ④上記③に掲げる事業所	R8.6	R9.3
3	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	障害福祉サービス事業所物価高騰対策支援給付金	①障害福祉サービス事業所におけるエネルギー・食料品等の物価高騰等による影響を緩和するため、東京都の物価高騰対策事業の対象施設以外の施設に対し、施設の形態等に応じて給付金を支給する。 ②事業者に対する給付金等 ③入所系事業所：@220千円× 2 事業所＝440千円 通所系事業所（指定管理施設）：@120千円× 6 事業所＝720千円 訪問入浴介助事業所：@120千円× 1 事業所＝120千円 郵送料：1千円 一般財源0千円 ④上記③に掲げる事業所	R8.6	R9.3

令和8年度 第2回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業始期	事業終期
4	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	保育施設物価高騰対策支援給付金	①保育施設におけるエネルギー・食料品等の物価高騰等による影響を緩和するため、東京都の物価高騰対策事業の対象施設以外の施設に対し、施設の定員数に応じて給付金を支給する。 ②事業者に対する給付金 ③ 61 人以上施設：@390千円× 17 施設＝6,630千円 一般財源0千円 ④公設民営（指定管理）	R8.6	R9.3
5	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	私立幼稚園等物価高騰対策支援給付金	①私立幼稚園・私立認定こども園におけるエネルギー・食料品等の物価高騰等による影響を緩和するため、施設の現員数に応じて給付金を支給する。 ②事業者に対する給付金 ③小規模施設（100人未満）：@200千円× 12 施設＝2,400千円 大規模施設（100人以上）：@300千円× 11 施設＝3,300千円 一般財源0千円 ④私立幼稚園及び私立認定こども園	R8.6	R9.3